

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道庁旧本庁舎条例施行規則……………	(財産課)	20
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	23
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	23
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	23
○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………	(市町村課)	23
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………	(子ども家庭支援課)	24

告 示

○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	24
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(3件)……………		24
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		25

規 則

北海道庁旧本庁舎条例施行規則をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第59号

北海道庁旧本庁舎条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道庁旧本庁舎条例（令和6年北海道条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、北海道庁旧本庁舎（以下「旧本庁舎」という。）の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対して

は、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、附属設備又は旧本庁舎が保管し、若しくは展示する資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 喫煙しないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより旧本庁舎の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、旧本庁舎の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用期間)

第4条 旧本庁舎の利用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の額の承認)

第5条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(利用料金の還付の基準)

第6条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、同条第1項に規定する利用料金（次条において「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第8条第1項の承認を受けた者（第8条及び第9条において「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めるとき。
- (2) 利用（条例別表6の事項に係るものを除く。以下この号において同じ。）の開始日の前30日までに条例第10条第1項の規定による利用の内容の変更の承認申請又は利用を中止する旨の申出があったとき。
- (3) 利用（条例別表6の事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の開始日の前7日までに利用を中止する旨の申出があったとき。
- (4) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (5) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)については、旧本庁舎に入館する場合の利用料金を免除することができることとする。

ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 特別支援学校の生徒又は児童若しくは生徒の引率者

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

エ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

カ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

キ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者

ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前庭の一部を独占して利用する者であって知事が別に定めるものについては、前庭の利用料金を減額することができる。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者(条例別表3の事項から6の事項までの規定の適用を受ける者に限る。次条において同じ。)は、その利用につき、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 収容定員を超えて入場させないこと。

(2) 許可なく火気を使用しないこと。

(3) 設備等の取扱いを適切に行うこと。

(4) 入場者の整理を適切に行うこと。

(5) 許可なく旧本庁舎の施設及び設備(次条において「施設等」という。)に特別の設備をし、又は変更を加えないこと。

(原状回復の義務等)

第9条 利用者は、その利用期間が満了するまでに、利用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第11条第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者は、前項の規定により、原状回復を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、確認を受けなければならない。

3 第1項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者がこれに代わって行い、その費用を利用者から徴収するものとする。

(模写品等の刊行等の承認)

第10条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第3号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

(資料の貸出し)

第11条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館並びに同法第31条第2項に規定する指定施設の長

(2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館の長

(3) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館の長

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長

(5) その他知事が適当と認める者

(貸出期間)

第12条 条例第13条に規定する旧本庁舎資料(以下「旧本庁舎資料」という。)の貸出期間は、30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、旧本庁舎資料の貸出期間を延長することができる。

3 指定管理者は、必要があるときは、貸出期間中であっても、旧本庁舎資料の返還を求めることができる。

(資料減失等の届出)

第13条 旧本庁舎資料の貸出しを受けた者が、当該旧本庁舎資料を減失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(知事による管理)

第14条 条例第18条第1項の規定により知事が旧本庁舎の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と

あるのは「知事」と、第3条、第4条ただし書、第6条第1号、第8条、第9条第2項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに前条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「同条第1項に規定する利用料金（次条において「利用料金」という。）」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（次条において「使用料」という。）」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、前条第2項の規定は適用しない。

（前庭の区域）

第15条 条例別表備考1の事項の規則で定める区域は、別図の斜線の部分とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日		
北海道知事 様		
主たる事務所の所在地 指定管理者の名称 代表者の氏名		
利用料金承認申請書		
北海道庁旧本庁舎の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けた ので、北海道庁旧本庁舎条例第12条第3項の規定により、申請します。		
区 分	利用料金の額（円）	備 考

（日本産業規格A4）

別記第2号様式（第10条関係）

年 月 日		
北海道知事 様		

申請者 住 所
職 業
氏 名
電話番号

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり旧本庁舎資料の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道庁旧本庁舎条例第15条の規定により、申請します。

使用目的			
資料名			
作品名			
製作数			
価 額	有料	円	無料
製作予定 年 月 日	年	月	日

（日本産業規格A4）

別記第3号様式（第10条関係）

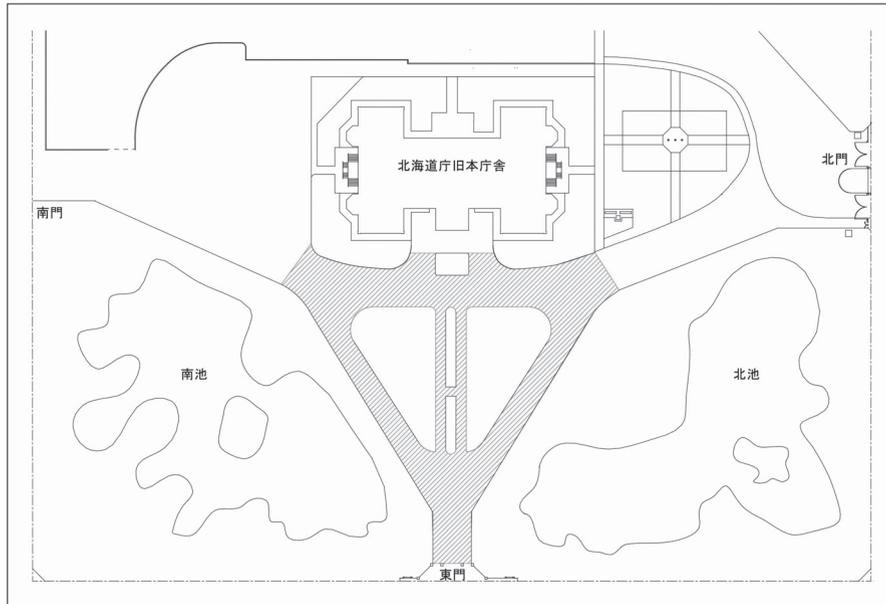
年 月 日			
（申請者） 様			
北海道知事 印			
模写品等刊行等承認書			
年 月 日申請の模写品等の（刊行 複製 使用）を次のとおり承認します。			
使用目的			
資料名			
作品名			
製作数			
価 額	有料	円	無料
製作予定 年 月 日	年	月	日

注意

- 1 上記の使用目的以外に使用しないこと。
- 2 使用に際しては、北海道庁旧本庁舎所有の旨を明記すること。
- 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道に寄贈すること。

(日本産業規格A4)

別図 (第15条関係)



北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第60号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第29条の表北海道本人確認情報保護審議会の項中「北海道本人確認情報保護審議会」を「北海道本人確認情報等保護審議会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第61号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第67条の20第1項中「第11条の9第2項」を「第11条の10第2項」に改める。

附則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第62号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第12条中「特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、令和6年4月19日から適用する。

2 令和6年4月19日以後に新規則第12条に規定する減価償却資産(同条に規定する特定業務児童福祉施設の用に供するものに限る。)を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第63号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則
住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「その他の」の次に「地方税法の徴収金又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による森林環境税に係る」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第64号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 児童自立支援施設（第24条—第27条）」を「第10章 児童自立支援施設
第11章 里親支援センター
（第24条—第27条）
（第28条・第29条）」に改める。

第3条中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

本則に次の1章を加える。

第11章 里親支援センター

（里親制度等普及促進担当者等の資格）

第28条 条例第114条第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号の規則で定める者は、小規模住居型児童養育事業の養育者等又は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者とする。

（里親支援センターの長の資格）

第29条 条例第115条第2号の規則で定める者は、小規模住居型児童養育事業の養育者等又は児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第352号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
下佐幌人舞	区画整理	令和 5.12. 8
同	除磔	同 4.12. 8
芽室北第2	農業用排水施設	同 5. 1.10
同	区画整理	同 5.12.20
同	客土	同 4. 2.18
同	暗渠排水	同 3.12.20
川西西2	農業用排水施設	同 5.11.22
同	区画整理	同 5.12. 8
同	客土	同 4. 2.18
同	除磔	同 3.12.10
清水羽幌	区画整理	同 5.12.20
同	除磔	同 4.11.30
第2下居辺	区画整理	同 5.12.20
同	暗渠排水、除磔	同 3.12.10
駒 畠	農業用道路	同 5. 2.20
同	区画整理	同 5. 5.19
同	客土	平成31. 2.20
同	暗渠排水	令和 4. 2.28
同	除磔	同 3.12.10
恩 根 内	区画整理	同 5.12. 8
同	暗渠排水、除磔	同 3.12.20

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第72号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年7月12日

北海道胆振総合振興局長 関 俊 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 乗用自動車 1台 (交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 乗用自動車 1台 (交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)
- (3) 乗用自動車 1台 (交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)

2 落札を決定した日

令和6年6月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 トヨタカローラ苫小牧株式会社
- (2) 住所 苫小牧市柳町4丁目6番32号

4 落札金額

- (1) 1,833,530円
- (2) 1,833,530円
- (3) 1,833,530円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年5月24日付け北海道胆振総合振興局告示第55号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道胆振総合振興局告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年7月12日

北海道胆振総合振興局長 関 俊 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車の賃貸借 (1月当たりの単価) 一式 1台

2 落札を決定した日

令和6年6月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 トヨタカローラ苫小牧株式会社

(2) 住所 苫小牧市柳町4丁目6番32号

4 落札金額

32,780円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年5月17日付け北海道胆振総合振興局告示第54号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第80号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年7月12日

北海道オホーツク総合振興局長 野村博明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

自走式リール巻取散水機ほか11品目 全809点

2 落札を決定した日

令和6年6月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 緑産株式会社
- (2) 住所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5

4 落札金額

705,100,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年5月14日付け北海道オホーツク総合振興局告示第63号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第438号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年7月12日

北海道警察本部長 伊藤 泰 充

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 警察官（男性）用冬服上衣 854着

イ 警察官（男性）用冬服ズボン 1,208本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和6年11月29日（金）

(4) 納入場所 北海道警察本部、北海道警察学校、北海道警察各方面本部及び北海道警察各警察署のうち、契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。

(5) 当該調達をする物品等の製造に必要な生地の手配を受けられること。

(6) 当該調達をする物品等を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年7月12日（金）から同年8月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和6年8月23日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月22日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2254

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Male police officer's winter clothes jackets, 854 pieces

b Male police officer's winter trousers, 1,208 pieces

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 23, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 22, 2024)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2254
